

## 令和5年4月 保育園・幼稚園の入園申込みがはじまります

### 保育園の入園申込みについて

入所要件 保護者の就労等により、保育を必要とする児童

受付期間 11月1日(火)～30日(水)

申請場所 子育て支援課窓口

書類配布 10月15日(土)から子育て支援課窓口で申請書類を配布します。

その他

○施設の決定は申込順ではなく、町が利用調整を行います(令和5年1月下旬決定)。

○町外施設を希望する方は施設のある市町村に申請方法を確認し、越生町に提出が必要な場合は受付期限の1週間前までに提出してください。

### 幼稚園の入園申込みについて

越生みどり幼稚園は、11月1日(火)から幼稚園で受付を行います(入園案内と申請書類は10月15日(土)から幼稚園で配布します)。詳しくは幼稚園にお問い合わせください。

### 町内の保育園・幼稚園

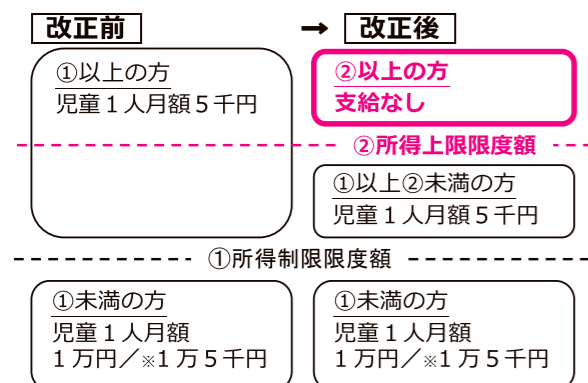
	社会福祉法人山吹会 山吹保育園	越生町立 越生保育園	学校法人信愛学園 越生みどり幼稚園
住 所	如意98-2	越生1046-4	越生950
電話番号	292-5684	292-2231	292-2106
利用定員	70人	90人	60人
対象年齢	満4か月以上	満6か月以上	満3歳以上
保育時間	平日 午前7時30分～ 午後6時30分 土曜 午前8時～午後5時 ※保育時間は、就労状況等により決定します。 ※平日 午後6時30分～午後7時は延長保育で有料となります。	平日 午前7時30分～ 午後6時30分 土曜 午前7時30分～ 午後1時	平日 午前8時45分～ 午後2時30分 ※預かり保育あり 平日 午前8時～午前8時45分 午後2時30分～6時 長期休業中 午前8時 ～午後6時

子育て支援課 子ども担当 ☎内線162

## 児童手当に所得上限が設けられます

児童手当の制度改正に伴い、令和4年10月支給分(6～9月分)から所得の上限額が設けられ、受給者(父母のうち所得が高い方)の所得が所得上限限度額を超過した場合、児童手当は支給されなくなり、資格を喪失します。

翌年度以降に所得が上限額を下回った場合、手当を受給することができますが、児童手当の申請が改めて必要となりますのでご注意ください。



扶養人数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	年収目安	所得額	年収目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

※3歳未満及び3歳以上小学校修了前の第3子以降の児童

子育て支援課 子ども担当 ☎内線161

## 令和5年度 学童保育室の入室児童申請を受付します

対 象 越生町内在住の小学生で、仕事などの都合で保護者が常時留守、若しくは看護に時間を要する家庭の児童。(※仕事・介護・病気などの理由以外で、家庭に父母や祖父母等の保護者がいる場合は対象外です。)

施 設 越生学童保育室・分室 定員 85名(大字黒岩251越生小学校内)  
梅園学童保育室 定員 35名(大字小杉553梅園コミュニティ館内)

保育時間	時間外保育(午前)	通常保育(定時保育)	時間外保育(午後)
平日授業日 土曜授業日		放課後～午後6時	午後6時～ 午後6時30分
土曜日 春夏休み 振替休日	午前8時～ 午前8時30分	午前8時30分～ 午後6時	午後6時～ 午後6時30分
※土曜日は、越生学童保育室での合同保育となります。 ※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。			

保 育 料 月額10,000円(別途おやつ代2,000円)  
※保育料減免(対象者は別途申請) ※重複して減額できません。

区 分	減額される額(月額)
生活保護世帯	5,000円
前年度市町村民税非課税世帯	5,000円
ひとり親世帯	2,000円
同時に2人以上の児童が学童に入室している世帯 (2人目以降の児童)	2,000円

申請方法 申請用紙に必要事項を記入し、必要な書類を添えて子育て支援課窓口で申請してください。申請用紙は子育て支援課窓口にあります。

申請期限 10月1日(土)～10月31日(月)(期間厳守)

※日曜日・祝日を除く。土曜日は午前中のみ。

※この期間を過ぎますと先着順の対応となります。

そ の 他 ※定員を超える申請があった場合は、保護者の就労等の状況を審査し、入室を決定させていただきます。希望する学童保育室が定員に達した場合、入室待機となる場合があります。  
※通常の入室とは別に夏休み(8月)のみの利用も定員内で受付します。  
また、入室回数が少ない場合は「一時預かり」をご利用ください。詳細は町までお問い合わせください。

※毎年、定員を超える申し込みがある状況です。必ず期間内に申請をお願いします。

子育て支援課 子ども担当

☎内線162